2026 年 10 月 28 日

株式会社 四国銀行

金融犯罪対策強化に向けた組織改正について

株式会社四国銀行（頭取 小林達司）は、近年の金融犯罪の巧妙化・多様化に迅速かつ的確に対応し、お客さまの大切なご資産をお守りする管理態勢をより一層強化するため、組織改正を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．実施内容

当行では、これまで総合管理部内に設置した「マネロン・テロ資金対策室」を中心に、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、マネロン・テロ資金供与対策）の高度化に努めてきました。

しかしながら、近年は投資詐欺や不正送金などの手口が巧妙化しており、国際的にも、拡散金融（大量破壊兵器の拡散に関わる資金提供）や経済制裁への対応など、金融機関に求められる役割が急速に拡大しています。

こうした情勢を踏まえ、あらゆる金融犯罪に対応する体制へ移行するため、「マネロン・テロ資金対策室」を「金融犯罪対策室」に改称します。あわせて、対象領域の拡大に的確に対応すべく、総合管理部内に「金融犯罪モニタリンググループ」を新設し、「戦略・企画」と「監視・実務」の役割を明確に分けることで、それぞれが高度な専門性を発揮できる組織体制に再編します。

【主な役割】

金融犯罪対策室	金融犯罪モニタリンググループ
金融犯罪対策全般の司令塔として、全体戦略の企画立案から有効性検証までを担います。 ● マネロン・テロ資金供与対策、金融犯罪対策、拡散金融・経済制裁対応の横断的な企画立案 ● 関連規定やマニュアルの整備 ● 警察等との連携推進、行員への周知・教育	各種システムを活用し、日々の取引監視と実務対応を担います。 ● 不審な取引のモニタリング業務 ● 経済制裁対象者等のスクリーニング業務 ● 特殊詐欺や不正送金などの早期発見と機動的な初動対応

２．実施日

2026 年 11 月 1 日

以上